





農耕トラクタ、コンバイン、田植え機

フォークリフト、ショベルローダなどを購入したら申告を!



農耕トラクタ、コンバイン、田植え機、フォークリフト、ショベルローダなどの「小型特殊自動車」を取得したときは、「軽自動車税」の課税対象車両として登録が義務づけられています。また、車両を処分したときや、所有者を変更したときにも、三田市への「申告」が必要です。

■ 軽自動車税の課税対象となる車両

車両の種類 (道路運送車両法上の分類)		該当要件 ※	税率 (年額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農耕トラクタ ・ コンバイン ・ 田植え機 ・ 農耕作業用トレーラ ・ 農業用薬剤散布車 など 	小型特殊自動車 (農耕作業用)	最高速度が 35km/h 未満 (乗用装置があるもの)	農耕作業用 2,400 円 
<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフト ・ ショベルローダ ・ スーパー ・ アスファルトフィニッシャ ・ タイヤローラ など 	小型特殊自動車 (一般用・建設用)	下記にすべて該当する場合 ①最高速度が 15km/h 以下 ②長さが 4.7m 以下 ③幅が 1.7m 以下 ④高さが 2.8m 以下 (乗用装置があるもの)	その他のもの 5,900 円 

※ 該当要件に記載している基準を超える車両は、「大型特殊自動車」として、固定資産税の課税対象となりますので、「償却資産」として申告が必要です。

Q1

田んぼや工場などの「敷地内」でしか使わないのにナンバー登録は必要?

A1 公道を走らなくても、走行可能な車両であれば課税されます。

※軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。
小型特殊自動車のナンバーは「課税標識」で、公道走行の許可を示すものではありません。

Q2

今は使っていないから申告する必要はないよね?

A2 現在使用していなくても、車両を所有していれば課税されます。

※廃棄した場合は、ナンバープレートを取り外し、車両を処分したうえで、廃車申告 (ナンバープレートの返却) を行ってください。

Q3

どんな時に手続きが必要なの?

A3 車両の購入、買い替え、処分、所有者の変更があった場合は、申告が必要です。

※すでに所有している車両で、まだ登録をしていない車両がある場合は、速やかに登録申告を行ってください。登録の際は、車両情報がわかる書類 (販売証明書、カタログ等) と 届出者の本人確認書類 をお持ちください。

※4月1日の所有者 (登録している人) へ課税されます。